

# 身体拘束等適正化のための指針



# 特定非営利活動法人

## 福島・伊達精神障害福祉会

### 1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

#### 1-1 理念

##### ① 身体拘束等の原則禁止

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当法人は利用者一人一人の尊厳に基づき、安心安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、施設を運営しますので身体的、精神的に悪影響を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

##### ② 身体拘束等に該当する具体的な行為

(介護保険指定基準における禁止の対象となる具体的な行為)

- 1 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

- 2 転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 3 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール等）で囲む。
- 4 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- 5 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 7 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 10 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

### ③ 目指すべき目標

3要件（切迫性、非代替性、一時性）のすべてに該当すると委員会において判断された場合、本人、ご家族への説明、確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も本人の態様や支援の見直し等により、拘束等の解除に向けて取り組みます。

次の取り組みを通して身体拘束等の必要性を除くように努めます。

① 利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束等のリスクを除きます。

一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

施設長、サービス管理責任者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識、技能の水準が向上する仕組みを作ります。

③ 身体拘束等適正化のため、利用者、ご家族と話し合います。

利用者とご家族にとってより良い環境、支援について話し合い、身体拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

## 2 身体拘束等適正化のための組織

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のための体制を維持・強化します。

### 2-1 権利擁護及び身体拘束等適正化検討委員会の設置及び開催

委員会を設置し法人で身体的拘束適正を目指すための取組等の確認、改善を検討します。過去に身体拘束等を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。

委員会は、委員長が必要と認める場合、または、委員の求めに応じて開催し、少なくとも1年に1回以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

## 2-2 委員会の構成員

法人内各事業所からの代表者で構成します。

## 2-3 構成員の役割

招集者：委員長

記録者：各事業所持ち回りで

## 2-4 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件の再確認（切迫性、非代替性、一時性）をします。
- ③ 身体拘束等を行っている利用者がある場合、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしないリスクを評価し拘束の解除に向けた検討をします。
- ④ 身体拘束等の検討が必要な利用者がある場合、3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ 今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合、医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直しをします。
- ⑦ 今後（研修、次回委員会の開催）の予定を確認します。
- ⑧ 今回の議論のまとめ、共有をします。

## 2-5 記録及び周知

委員会での検討内容は、ひびきの会運営体制業務会議報告書を使用し、適切に作成、回覧、保管し、職員への周知を徹底します。

### 3 身体拘束等の適正化のための研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のため、指導員、生活支援員、職業指導員その他職員について、職員採用時のほか、

年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたり、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容を記入した報告書を作成します。

### 4 緊急やむを得ない身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

#### 4-1 3要件の確認

・切迫性（本人または他利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）

・非代替性（身体的拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと）

・一時性（身体的拘束が一時的なものであること）

要件を満たしていることを確認し、施設長、管理者（虐待防止責任者）へ報告し、権利擁護及び

身体拘束等適正化委員会の開催を依頼します。

#### 4-2 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ、権利擁護及び身体拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、拘束等の実施後も日々の態様等を参考にしておいて同委員会で定期的に再検討、解除へ向けて取り組みます。

#### 4-3 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人、ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・ 拘束が必要な理由（個別の状況）
  - ・ 拘束の方法（場所、部位、内容）
  - ・ 拘束の時間帯
  - ・ 特記すべき心身の状況
  - ・ 拘束開始及び解除の予定

※様式②「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」

### 5 法人内で発生した身体拘束等に関する報告方法に関する指針

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認を行います。

※様式③「緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録」

## 6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は当法人で使用するマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や、  
そのご家族が閲覧できるように施設への掲示やホームページに掲載します。

## 7 その他の身体拘束等の適正化推進のための基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスの提供のため、サービス提供に関わる職員全てが身体  
拘束等の禁止に対する共通意識を持ち、拘束をなくす取り組みをしていきます。

# ひびきの会運営体制業務 会議報告書

理事長	事務局長	管理者	職員	担当者

令和 年 月 日提出

(※業務担当者の中から1名が、開催後1週間以内に作成し、法人事務局・全事業所に配布する。)

会議名	権利擁護及び身体拘束等適正化委員会	報告者	
日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :	開催場所	
参加者 (全体参加人数)			
(計 名)			

報告内容

1. 前回の振り返り
  
2. 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の確認  
 切迫性・・・  
 非代替性・・・  
 一時性・・・

3. 身体拘束等を行っている利用者への個別検討  
 (1)現在身体拘束等に該当する利用者 名  
 (2)身体拘束等解除に向けた検討

場所	氏名	拘束の内容	
切迫性			該当/非該当
非代替性			該当/非該当
一時性			該当/非該当
適正化の方針			
期間			

4. 身体拘束等を開始する利用者への個別検討

場所	氏名	3要件該当状況	
切迫性			
非代替性	代替案1	代替案不可理由	
	代替案2	代替案不可理由	
一時性			
適正化策			

	<p>5. 今後やむを得ず身体拘束等が必要と判断した場合の対応</p> <p>(1) 医師、家族との意見調整を進める担当者は _____</p> <p>(2) 身体拘束等開始日 令和 年 月 日          身体拘束等解除日 令和 年 月 日</p> <p>(3) いつ、どのような拘束を実施するのか          _____ : _____ ~ _____ : _____ の間  <u>を実施する。</u></p> <p>(4) 留意事項</p> <p>6. 意識啓発が必要な事項の見直し          主に対象がない場合に、身体拘束等適正化のための指針、研修等で特に周知が必要な部分を確認し、普及啓発のための方針を決定する。</p> <p>7. 今後の予定          研修予定          新規採用者への研修→随時          今年度の全体研修の予定→          次回会議開催日 _____ 年 月 日 _____ : _____ ~ _____  <u>にて開催予定</u></p> <p>8. まとめ</p>
意見所感	

様式②

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記の ABC すべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に日々の様子を記録し、身体的拘束適正化委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

A 切迫性	本人または他利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い				
B 非代替性	身体的拘束を行う以外に代替する支援方法がない。				
C 一時性	身体的拘束が一時的のものである。				
拘束が必要となる理由 (個別状況)					
拘束の方法 (場所、行為、部位、内容)					
拘束の時間帯及び時間					
特記すべき心身の状況 ※具体的に記入					
拘束開始及び解除の予定 ※特に解除予定を記入する	開始予定	令和	年	月	日 から
	解除予定	令和	年	月	日 まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
 特定非営利活動法人 福島・伊達精神障害福祉会 理事長 相澤與一 印

\_\_\_\_\_  
 就労継続支援 B 型 ワークショップろんど 所長 丸子良明 印

(利用者、家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け確認しました。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
 本人 印

\_\_\_\_\_  
 対応者氏名 (本人との続柄) ( ) 印

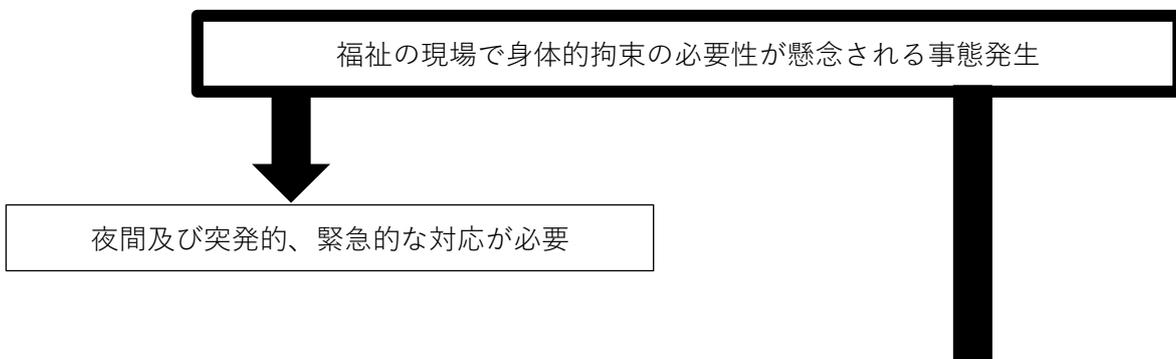
\_\_\_\_\_  
 様式③

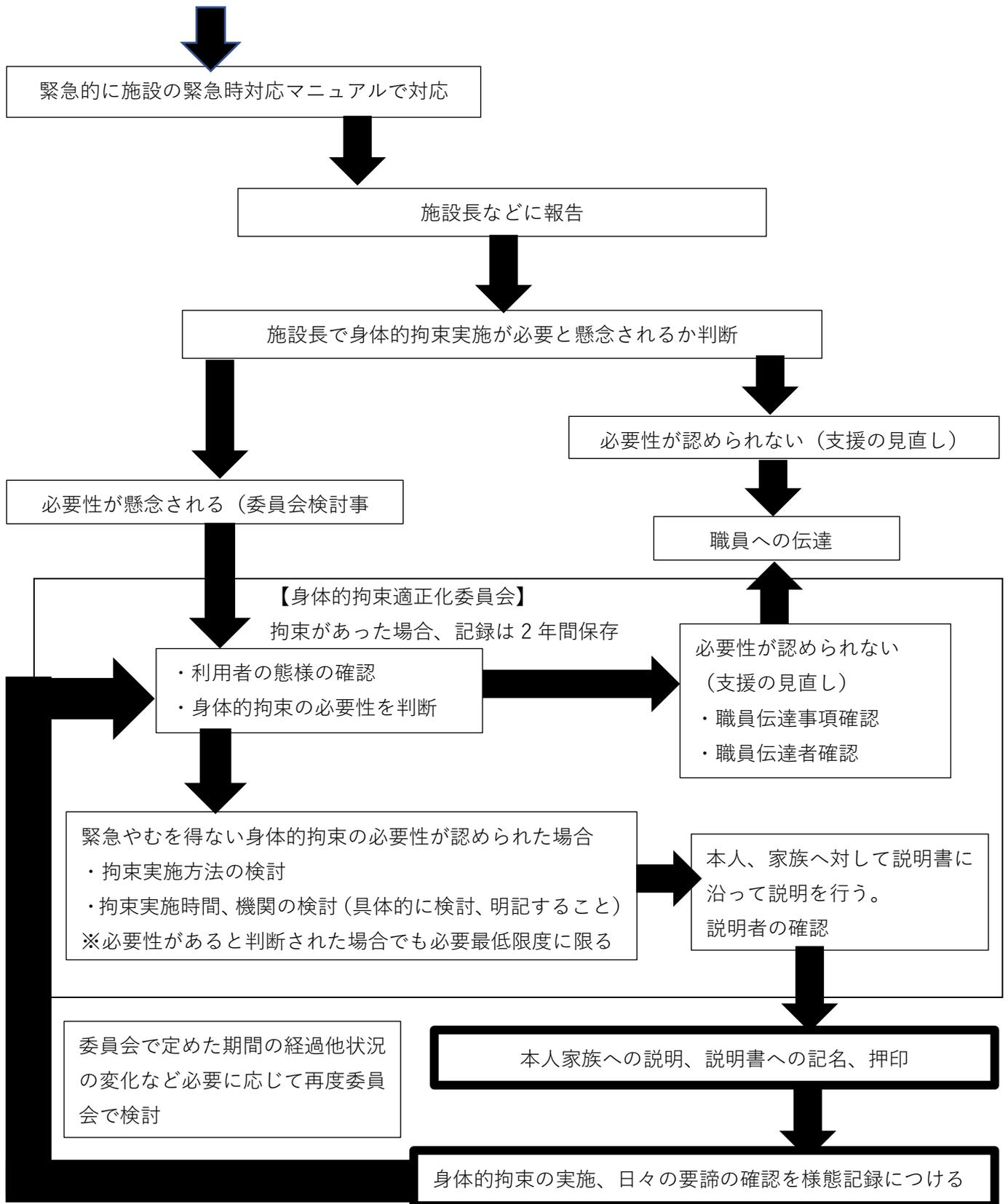
緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の様態記録

\_\_\_\_\_  
 様

年月日 時間	日々の心身の状況等の確認	備考 (身体拘束、挙動等の図、イラスト等)	確認者 サイン


身体拘束適正化 対応フロー図





緊急的に施設の緊急時対応マニュアルで対応

施設長などに報告

施設長で身体的拘束実施が必要と懸念されるか判断

必要性が認められない (支援の見直し)

必要性が懸念される (委員会検討事)

職員への伝達

【身体的拘束適正化委員会】  
拘束があった場合、記録は2年間保存

・利用者の態様の確認  
・身体的拘束の必要性を判断

必要性が認められない  
(支援の見直し)  
・職員伝達事項確認  
・職員伝達者確認

緊急やむを得ない身体的拘束の必要性が認められた場合  
・拘束実施方法の検討  
・拘束実施時間、機関の検討 (具体的に検討、明記すること)  
※必要性があると判断された場合でも必要最低限度に限る

本人、家族へ対して説明書に沿って説明を行う。  
説明者の確認

委員会ですらめた期間の経過他状況の変化など必要に応じて再度委員会で検討

本人家族への説明、説明書への記名、押印

身体的拘束の実施、日々の要諦の確認を様態記録につける